

令和9年度私立学校関係税制改正に関する要望

令和8年7月23日
全私学連合

【要望の趣旨】

急激な人口減少の進行と社会構造の複雑化のなか、学納金収入に依存してきた学校法人は、財政構造を見直し、各学校が持続可能な経営モデルを確立しなくてはならない。多角的な収入源を確保することは不可欠の課題であり、この点において、寄附金をはじめとする税制上の特別措置の拡充は、学校法人の自立的な財政構造を支える極めて有力な手立てとなる。

同時に、これらの税制措置は、教育費に係る家計負担を直接的に軽減するアプローチでもあり、少子化対策を国家戦略として推進する観点からも、国が講ずべき戦略的な施策となり得るものである。とりわけ、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、令和8年度税制改正で創設された“研究開発税制の新類型”において私立大学が確実な位置づけを得ることは極めて重要である。また民間企業と私立大学との産学連携や共同研究を強力に促進するこの税制措置は、わが国の社会イノベーション創出に向けた最重要の観点である。

令和9年度私立学校関係税制改正の要望に際しては、社会イノベーションを推進するための産学連携・共同研究の促進をはじめ、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に、個人寄附を促進するための制度拡充、教育費に係る経済的負担軽減、さらにはリカレント・リスキリング教育などに関する優遇措置等について、以下の通り要望する。

【要望項目】

1. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

(1) 寄附促進のための措置の創設・拡充等

- ① 税額控除対象法人への個人寄附に係る税額控除率（40%）の引き上げと繰越控除制度の導入
- ② 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件（PST要件）の撤廃
- ③ リカレント・リスキリングに資する社会人教育に係る企業等法人からの寄附に係る受配者指定寄付金の対象範囲の拡大、あるいは企業等法人による損金算入限度額を撤廃することを可能とする制度の創設
- ④ 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
- ⑤ 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

(3) 産業界や地方公共団体からの資金の流れに関する措置の強化・見直し

- ① 研究開発税制における私立大学との共同研究・委託研究に係る措置の拡充
- ② ふるさと納税の活用による学校法人への資金循環の促進
- ③ 産業界から学校法人への直接寄附に係る損金算入対象の拡大

（１）寄附促進のための措置の創設・拡充等

① 税額控除対象法人への個人寄附に係る税額控除率（40％）の引き上げと繰越控除制度の導入

個人からの寄附の拡充に大きな役割を果たしてきた税額控除制度について、さらなる個人寄附の促進、多額の寄附意欲を有する卒業生等の意識喚起を図るべく、現行制度（控除率 40％）に加え、国策の実現に資する取組への寄附に係る税額控除の控除率を最大 100％まで引き上げることを可能とする制度の拡充を要望する。

また、米国において導入されている控除限度額の上限を超えた場合の 5 年間を限度とした繰越控除を税額控除と所得控除の双方において可能とする制度の導入を要望する。

② 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件（PST 要件）の撤廃

平成 23 年度税制改正により導入された税額控除制度については、令和 6 年度税制改正において、一定の要件を課した上で寄附実績判定期間を 5 年から 2 年に短縮する特例措置が設けられたことは、税額控除対象法人の証明を受けていない学校法人にとって有効な制度改正である。本特例措置の活用により、税額控除対象法人数の増加や寄附実績の積み上げに向けた取組を推進するとともに、教育がもたらす社会的・経済的効果や、わが国の公共財ともいべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性にかかわらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることができるよう、引き続き PST 要件の撤廃を要望する。

③ リカレント・リスキリングに資する社会人教育に係る企業等法人からの寄附に係る受配者指定寄付金の対象範囲の拡大、あるいは企業等法人による損金算入限度額を撤廃することを可能とする制度の創設

リカレント・リスキリング教育の推進は、産学官においてその必要性が認識されており、国の重要な政策となっている。産学官が共通の認識のもとで「学び続ける社会を実現」することが必要であり、その受益者は社会全体である。私立学校への企業等法人による寄附を全額損金算入することのできる日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金は、「寄附者が当該寄附により特別な利益を受けていないこと」が要件の一つとされている。その一方で、令和 5 年度税制改正では、令和 9 年度までの時限措置として、大学等の設立のための費用に充てられる企業等法人による寄附について、全額を損金算入することを可能とする新たな制度が創設された。

私立大学と産官地が協働して実施する教育プログラムに対し、企業等法人から私立大学へなされた寄附については、寄附者である企業等法人がその受講により特別な利益を受けることとなったとしても、受配者指定寄付金の対象とする、あるいは寄附者がその全額を損金算入することを可能とする制度の創設を要望する。

④ 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

寄附金控除手続の簡素化は、私立学校への寄附の拡大に結びつき、わが国の寄附文化の醸成に大きく寄与することとなる。他の多くの控除が年末調整で手続きできる一方で、学校法人への寄附金控除については、確定申告を行うこととされており、とくに少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストがかかることにより、控除制度の活用効果を低下させている。

寄附者による税制優遇のメリットの享受、より寄附しやすい環境整備のため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。また、さまざまな行政手続の利用者の目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムの転換（デジタル・ガバメントの断行やマイナンバーカードの利便性の向上）の検討に際しては、学校法人への寄附金控除手続の簡素化の実現も踏まえた検討が進められることを要望する。

⑤ 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃

学生等の直系尊属からの寄附に関して、還付を伴わない税額控除限度額の撤廃など、寄附者に対する新たな特例措置の創設を要望する。

（２）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者が、自ら立案し自分で取り組む研究について、研究機会を創設することを目的とした「若手・女性研究者奨励金」事業を実施している。同事業は、今後のわが国の発展に不可欠となる人材の育成に資するものであり、こうした仕組みを社会全体の支援で実施することが重要であるという観点から、財源については寄附金で賄うこととし、社会に向け幅広く寄附募集に取り組んでいる。同制度のさらなる充実と発展、企業等が意欲的に寄附を行う環境整備のため、同奨励金への法人からの寄附については、全額を損金算入の対象とするなど、指定寄附金として取り扱うことを要望する。

（３）産業界や地方公共団体からの資金の流れに関する措置の強化・見直し

① 研究開発税制における私立大学との共同研究・委託研究に係る措置の拡充

「第７期科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、令和８年度税制改正では、AI・量子・半導体等の戦略技術領域に係る研究開発を促進する「戦略技術領域型」（控除率 40％）と、そのうち特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型」（控除率 50％）が研究開発税制に創設された。

私立大学は、多様で特色ある研究を展開し、とくに民間企業との共同研究や大学発スタートアップの創出において社会実装に大きく貢献し、実績がある。本「大学拠点等強化類型」の研究拠点の認定に当たっては、国際卓越研究大学等の採択状況を重視するだけでなく、特定の分野において世界水準、あるいは際立った研究力を有する私立大学が確実に本制度の対象となるよう、分野別の研究実績や社会実装の成果を適切に評価する認定基準を整備するなど、公平かつ実効性のある制度とすべきである。

あわせて、産学連携を一層促進する観点から、従来からの研究開発税制のオープンイノベーション型（大学等との共同研究・委託研究に係る控除率 30％）についても、控除率及び控除限度超過額の繰越控除制度の拡充を要望する。

② ふるさと納税の活用による学校法人への資金循環の促進

学校法人は、大学が地域の知の拠点として地域課題の解決や地域に必要な人材の育成に貢献するとともに、初等中等教育段階を含め地域に根差した多様で特色ある教育を担っている。「第７期科学技術・イノベーション基本計画」では、民間企業から地方公共団体への寄附を通じた大学・研究機関への研究資金の確保の方法として、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の活用を拡大することが

明記された。また、個人によるふるさと納税についても、地方公共団体との連携を通じて学校法人への寄附を促す有効な手段として、その活用が広がりつつある。

もっとも、ふるさと納税の寄附の受け手は地方公共団体であり、資金が学校法人に循環するか否かは、各地方公共団体が学校法人への支援を寄附の対象としてどう位置づけるかに委ねられている。活用拡大に当たっては、国が地方公共団体に対し、私立大学をはじめとする学校法人への支援を寄附の対象として積極的に位置づけるよう働きかけることや好事例の展開等を行うことを含め、学校法人への資金循環が確実に実現する運用を要望する。

③ 産業界から学校法人への直接寄附に係る損金算入対象の拡大

公共的役割を担い社会に大きく貢献する私立学校に対し、より一層、企業が寄附しやすい税制環境を整備し、社会全体で人材育成を支えていくべきである。学校法人が産学連携による教育研究活動を今まで以上に推進していく上でも、産業界から学校法人への資金の流れを見直し、強化していくことが不可欠である。

このことから、寄附金募集に係る手続きや寄附金の使途等についての公共性・透明性等を担保するための要件を満たすものへの法人寄附については、日本私立学校振興・共済事業団を経由せずに、受配者指定寄付金として全額損金算入の対象となるよう、指定対象の拡大を図ることを要望する。

2. 教育費に係る家計負担軽減と納税者間の不平等是正のための措置の創設・拡充

- ① リカレント・リスキリング教育を通じた社会人の教育費負担軽減のための所得控除制度の創設等
- ② 特定扶養親族に係る所得控除制度における私立大学生控除率割増制度の創設並びに扶養控除の拡充

① リカレント・リスキリング教育を通じた社会人の教育費負担軽減のための所得控除制度の創設等

サイバー空間とフィジカル空間が融合したさまざまなシステムの下での、複雑かつ急速な変化がもたらす予測困難性の高い不透明な時代、また人生 100 年時代においては、職業上必要な知識・技術を修得するためのリカレント・リスキリング教育を通じた「学び続ける社会」の形成が急務である。日本社会の発展のためには、大学におけるリカレント・リスキリング教育を推進し、持続的還流を促す永続性を持った循環型高等教育提供システムを確立する必要がある。

これを支援する現行制度では、社会人の教育費に係る経済支援策として教育訓練給付制度（一般教育訓練給付金）があるが、大学が制度要件を満たしている必要があり、大学院でのリカレント教育を受けようとする社会人にとって使い勝手が悪い。大胆にリカレント・リスキリング教育を進めるために、社会人が私立大学で学ぶ際の受講費用（授業料）等に係る所得控除制度の創設を要望する。

また、令和 8 年度税制改正において、賃上げ促進税制における教育訓練費の増加に係る上乗せ措置が廃止された。企業による人材投資を促す税制上の優遇措置が失われることは、リカレント・リスキリング教育の推進という国の政策方向と整合しない。職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための大学での学びをはじめとする企業への教育訓練投資を促進する、新たな税制措置の創設を要望する。

② 特定扶養親族に係る所得控除制度における私立大学生控除率割増制度の創設並びに扶養控除の拡充

天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、“学生一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等が家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。

私立大学学生の家計支持者は、私立大学の授業料（125万円）と国立大学の授業料（54万円）との差額（71万円）を国立大学生の家計支持者に比して多く負担しつつ、納税をもって運営費交付金を通じて国立大学生の就学を支えており、こうした現状は納税者間に不合理な不平等を生じさせている。

納税者間の国私間不平等是正の観点とともに、日本の深刻な社会課題である少子化対策の効果的な施策として、教育費の占める割合が大きい私立大学学生の家計支持者の税負担の軽減を図るべく、特定扶養親族に係る所得控除制度における控除率割増制度の創設を要望するとともに、教育費の家計負担軽減の観点から、現行の所得控除額（63万円）の拡充を要望する。

3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

① 施設改築等の高額な教育研究経費に係る消費税の特例措置の創設

② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

① 施設改築等の高額な教育研究経費に係る消費税の特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、とりわけ消費税に関する税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増となり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。

例えば、国の支援事業に採択されても、それに対応する施設改築・改修工事の費用は高騰しており、高額経費に係る消費税は学校法人の教育研究に深刻なダメージを与えている。また教育研究施設に対する公的支援は公立学校等に比して極めて低く不当な格差が生じているため、学校法人においては、施設等の高額経費に係る消費税を返還できるなどの特例措置を講じていただくよう要望する。

② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

学校法人の資産運用収益（利子、配当等）に対する非課税措置の維持等、現行の学校法人に係る特例措置の維持・拡充を要望する。

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

東日本大震災の被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から当該被害を原因とする貸付けを受ける際の消費貸借契約書等に係る印紙税の非課税措置は、令和8年度税制改正において、適用期限が令和13（2031）年3月31日まで延長されたが、大規模災害等の発生が増加していることを踏まえ、本措置の対象範囲の拡大を要望する。

4. 大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

災害大国と言われる日本において、さらに気候変動等により、近年、地震や風水害による大規模災害が頻発している。被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

また、被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

5. 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃

令和 8 年度税制改正において、課税停止措置の適用期限が令和 11（2029）年 3 月 31 日まで延長された退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、私立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上、私立学校教育の振興に資するため、その撤廃を要望する。